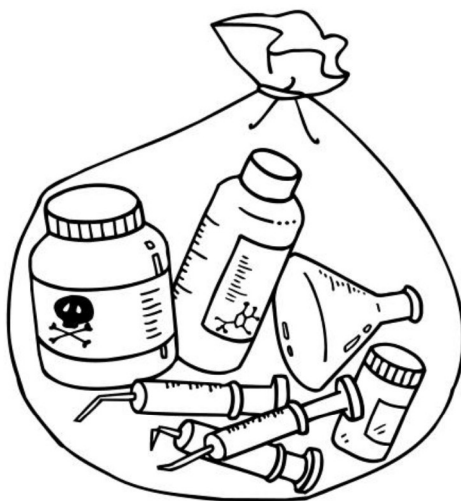


# 医療廃棄物排出者責任保険

環境汚染賠償責任保険普通保険約款

施設所有管理者特約条項（医療廃棄物排出者責任保険用）・遡及日追加条項



廃棄物処理法では、2001年4月1日の改正後、不法投棄における排出者の責任が強化されております。  
適正に委託契約書を締結、マニフェストを交付していても、不法投棄の責任が排出者におよびます！！

## お問い合わせ先

### 《取扱代理店》

有限会社ミック三重

〒514-0003 津市桜橋2丁目191番地の4

TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

### 《引受保険会社》

損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社

〒514-0004 津市栄町3丁目115

TEL 050-3788-6378 FAX 059-226-5165

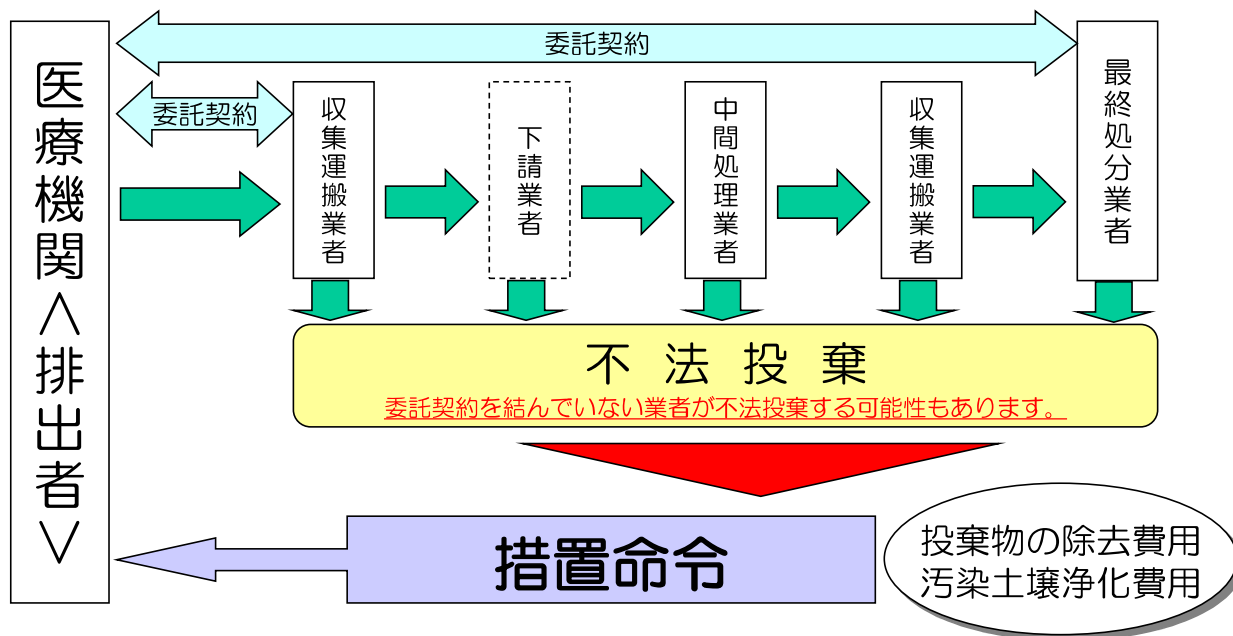
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

## 廃棄物処理法の改正と排出者の責任

- 廃棄物処理法(廃棄物の処理および清掃に関する法律)で、2001年4月1日の改正後、廃棄物を排出した事業者(以下、排出者といいます。 )の責任が強化されております。その一つが不法投棄における排出者責任の強化です。
- 2001年4月1日以前は、委託基準を遵守した適正な委託契約を締結しマニフェスト(産業廃棄物管理票)を正しく交付していれば、不法投棄の責任は排出者(医療機関)までおよびませんでした。
- しかしながら、2001年4月1日以降は、適正な委託契約を締結しマニフェストを正しく交付していても、以下に該当する場合は、不法投棄の責任が排出者までおよび、不法投棄されたゴミの撤去など原状回復義務や代執行費用の支払義務を相当の範囲内で排出者が負うことになりました。

### 排出者に責任がおよぶ場合

- ①最終処分の確認を怠った場合
- ②次の条件のいずれにも該当する場合
  - A. 不法投棄した者が不明または賠償資力が不十分な場合
  - B. 排出者が過失により不法投棄されることを知らない、適正な対価を負担していない、または排出者に措置命令・費用求償することが適当と判断される場合



## 保険の概要

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理および清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など法律上の賠償責任をお支払いする保険です。
- なお、国内に不法投棄された場合で、①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること、②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること、③投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること、の3条件を満たす場合は、実際に措置命令・除去費用の求償\*を受けなくても、被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いします。

- \* 措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
- \* 除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去し、その費用の負担を排出者等に命じることをいいます。
- \* 2003年4月1日以降に新たにご契約された場合は、医療機関が遡及日(初年度契約の保険開始日)以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

## お支払いする保険金

●お支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる法律上の賠償責任です。

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ②投棄された廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料または漁業権補償
- ③争訟費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

\* 複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当な範囲内の費用がお支払いの対象となります。

●お支払いする保険金

$$\text{支払保険金} = (\text{①から③の合計額}) \times 90\%$$

## お支払対象とならない主な場合

次のような事故の場合は、保険金をお支払いしません。

- ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら委託した廃棄物による事故
- ②被保険者が保険期間中に廃棄物処理の委託契約を無許可業者と締結している場合
- ③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ④被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ⑤不法投棄の可能性を保険加入前に予見していた場合

など

次の費用は保険金のお支払対象となりません。

- ①不動産価格の下落
- ②廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊

など

## ご注意ください

- ①自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパンに遅滞なく通知する必要があります。
- ②損保ジャパンがマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。

上記が遵守されない場合、それによって損保ジャパンが被った損害を差し引いて保険金が支払われる場合があります。

## 保険金額と保険料

### 【補償タイプと保険金額】

保険期間：1年  
団体割引：診療所0%  
病 院5%

| プラン名             | スペシャル | スタンダード |
|------------------|-------|--------|
| 支払限度額(1事故・保険期間中) | 3億円   | 1億円    |
| 縮小てん補割合          | 90%   |        |

### 【保険料(一括払)】

| 区分  |            |        | スペシャル    | スタンダード   |
|-----|------------|--------|----------|----------|
| 病院  | 一般・療養・結核病床 | 1病床あたり | 1,340 円  | 1,178 円  |
|     | 精神病床       | 1病床あたり | 361 円    | 314 円    |
| 診療所 | 有床診療所      |        | 15,660 円 | 13,740 円 |
|     | 無床診療所      |        | 11,430 円 | 10,030 円 |

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 介護老人保健施設は「結核病床」でのお引受けとなります。「1病床あたり」を「収容定員数1人あたり」と読み替えます。
- 病院契約における病床数は、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。
- 免責金額(自己負担額)はすべて0円です。

#### <保険料の計算例>

\*「スペシャルプラン」に、一般病床70床、結核病床20床、精神病床10床の病院が加入した場合の年間保険料  
(70病床+20病床)×1,340円+10病床×361円=124,210円

## 制度概要・ご加入手続き

- 保険期間……2026年9月1日午後4時～2027年9月1日午後4時(1年間)
- 保険契約者……公益社団法人三重県医師会
- 加入対象者……三重県医師会会員の先生
- ◇ご加入手続き…同封の「医療廃棄物排出者責任保険加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご送付ください。
- ◇保険料の払込…<振込先> 百五銀行 本店営業部 普通預金 945196  
公益社団法人 三重県医師会 医療廃棄物排出者責任保険口  
※同封の振込依頼書をご利用ください。
- ◇募集締切日…**2026年8月17日(月)**

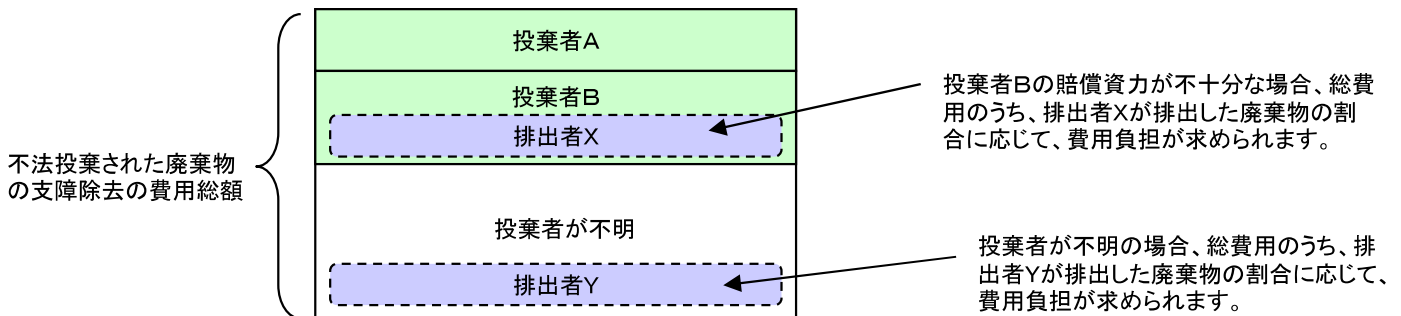
#### 中途加入のお取扱いについて

- ☐ お申込……………随時受付
- ☐ 中途加入日……………保険料着金日の翌日
- ☐ 保険料払込方法…お振込(振込先は左上に記載)

# Q & A

Q. 複数の排出者が排出した廃棄物が、1か所に不法投棄された場合、排出者責任はどのようなになるのですか？

A. 廃棄物処理法では、支障の除去等の措置は、廃棄物の性状・数量・処分その他の事情からみて「相当な範囲内」のものでなければならないと規定されています。  
よって、不法投棄された廃棄物のうち、自らが排出した廃棄物の割合等により排出者責任が生じます。  
この排出者責任が保険の支払対象となります。



Q. 保険をかける前に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合、支払対象になるのでしょうか？

A. ①初年度契約の保険開始日が2003年4月1日以降の場合  
医療廃棄物排出者責任保険は、遡及日（初年度契約の保険開始日）以降に排出した廃棄物が不法投棄され、保険期間中に措置命令・除去費用求償を受けることがお支払いの条件となっています。  
よって、過去に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合は、お支払いの対象となりません。  
また、保険加入前に不法投棄されていることを予見していた場合、知っていた事故についてはお支払いの対象となりません。

②初年度契約の保険開始日が2003年4月1日より前の場合  
医療廃棄物排出者責任保険は、保険期間中に措置命令・除去費用求償を受けることがお支払いの条件となっています。  
よって、過去に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合でも措置命令等が保険期間中になされれば対象となります。  
逆に保険期間中に不法投棄されても、措置命令を受けた時に保険に加入していなければお支払いの対象となりません。  
ただし保険加入前に不法投棄されていることを予見していた場合、知っていた事故についてはお支払いの対象となりません。

Q. 過去に委託基準に違反した契約を締結していた時期があります。その時に排出した廃棄物が不法投棄されて措置命令を受けた場合、支払対象になるのでしょうか？

A. 医療廃棄物排出者責任保険は、保険期間中に委託基準違反の事実がなければお支払いの対象となります。  
よって、過去に不適正な委託契約を結んでおり、その時に排出した廃棄物が不法投棄されて措置命令を受けても保険の対象となります。逆に、過去は適正な委託契約を結んでおり、その時に排出した廃棄物が不法投棄されても、保険期間中に不適正な委託契約を締結していれば、お支払いの対象となりません。

Q. 委託している業者は許可業者であり委託契約も適正ですが、委託した業者が無許可業者に再委託し、再委託した無許可業者が不法投棄した場合、この保険の対象となりますか？

A. 被保険者が直接委託した業者が適正であり委託契約も適正であれば、お支払いの対象となります。  
よって再委託無許可業者が不法投棄した場合でもお支払いの対象となります。ただし、直接委託業者が無許可業者に再委託することを被保険者が知っていた場合は対象外となります。

Q. 排出した廃棄物が海外に不法投棄された場合、この保険で対象となりますか？

A. 廃棄物が海外に不法に輸出された場合は、バーゼル条約により輸出国が責任をもって処理し、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）により、輸出国、運搬者・排出者であって、その輸出が不適正に行われたことにつき責めに帰する事由がある者に対して、国が措置命令を出すことができます。その措置命令を被保険者が受け、免責事項に該当しなければ、お支払いの対象となります。  
ただし、この場合は、被保険者が措置命令・費用求償を受けることが必須となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。  
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み : この商品は環境汚染賠償責任保険普通保険約款に施設所有管理者特約条項(医療廃棄物排出者責任保険用)と遡及日追加条項をセットしたものです。
- 保険契約 : 公益社団法人 三重県医師会
- 保険期間 : 2026年9月1日午後4時から1年間となります。
- 募集締切日 : 2026年8月17日(月)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 三重県医師会会員の先生
- 被保険者 : 三重県医師会会員で医療施設の開設者の先生
- お支払方法 : 2026年8月17日(月)までに保険料を「公益社団法人 三重県医師会 医療廃棄物排出者責任保険口」までお支払いください。
- お手続き方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、返信封筒にて取扱代理店までご送付ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、随時、受付をしています。  
その場合の保険期間は、保険料着金日の翌日から2027年9月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、「公益社団法人 三重県医師会 医療廃棄物排出者責任保険口」までお支払いください。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

|                                                                                                                                                                         |  |  |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|----|
| ＜環境汚染賠償責任保険普通保険約款の免責事由＞                                                                                                                                                 |  |  |    |
| ①保険契約者または記名被保険者(保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意                                                                                             |  |  |    |
| ②記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が被る損害にかぎります。                                                                                                                          |  |  |    |
| ③保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意による法令違反                                                                                          |  |  |    |
| ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)                                                      |  |  |    |
| ⑤地震、噴火、洪水、高潮または津波                                                                                                                                                       |  |  |    |
| ⑥原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(注)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。<br>(注)ラジオ・アイソトープ・・・ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。                          |  |  |    |
| ⑦酸性雨(雪、霧等を含みます。)                                                                                                                                                        |  |  |    |
| ⑧被保険者に対してなされた差止請求                                                                                                                                                       |  |  |    |
| ⑨環境汚染に起因して被保険者が被る損害                                                                                                                                                     |  |  |    |
| ⑩石油、天然ガスその他の鉱物または蒸気もしくは温水を地中から採取または採掘するための施設に起因する環境汚染                                                                                                                   |  |  |    |
| ⑪海洋施設に起因する環境汚染                                                                                                                                                          |  |  |    |
| ⑫被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車に起因する環境汚染                                                                                                                                 |  |  |    |
| ⑬初年度契約締結の当時、被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または合理的に予見すべきであった場合において、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故に起因する賠償責任 |  |  |    |
| ⑭保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一のまたは関連した環境汚染に基づく賠償請求によって負担する賠償責任                                                                                                       |  |  |    |
| ⑮被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任                                                                                                                    |  |  |    |
| ⑯記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、その役員または使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任                                                                                                |  |  |    |
| ⑰被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、損傷、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任                                                                                                  |  |  |    |
| ⑱悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任                                                                                                                                   |  |  |    |
| ⑲不動産価格の下落に起因する賠償責任                                                                                                                                                      |  |  | など |
| ＜施設所有管理者特約条項(医療廃棄物排出者責任保険用)の免責事由＞                                                                                                                                       |  |  |    |
| ①被保険者が自ら不法投棄した廃棄物に起因する環境汚染                                                                                                                                              |  |  |    |
| ②被保険者が、適正に処理されないことを知りながら、または適正に処理されないことを知りながら、第三者に引き渡した廃棄物に起因する環境汚染                                                                                                     |  |  |    |
| ③廃棄物の処理について保険期間中に無許可業者と委託契約を締結している被保険者が、保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染                                                                                               |  |  |    |
| ④保険期間中に産業廃棄物管理票を交付していない、または産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしている被保険者が保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染                                                                                    |  |  |    |
| ⑤被保険者が所有、使用または管理している場所に不法投棄された廃棄物に起因する環境汚染                                                                                                                              |  |  |    |
| ⑥被保険者の占有を離れた廃棄物を収集、運搬または処分した者の身体障害または財物損壊に対する賠償責任を負担することによって被る損害                                                                                                        |  |  | など |

(注)上記以外の特約条項、追加条項にも保険金をお支払いできない場合が記載されております。詳細は普通保険約款と特約条項をご確認ください。

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。  
○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

**●告知義務（ご契約締結時における注意事項）**

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

**<告知事項>**

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の

①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ②業務内容欄 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容をいいます。

**●通知義務(ご契約締結後における注意事項)**

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更  
<例> 保険金額等ご契約内容を変更される場合  
など  
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。  
その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。  
■ご加入者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。  
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

**●個人情報の取扱いについて**

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」といいます。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。))については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

(5ページのQ&Aをご参照ください。)

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

●2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

\* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

## 万一事故にあわれたら（つづき）

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。

<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

(※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合には、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### <事故時に必要となる書類>

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

| No | 必要となる書類                                    | 必要書類の例                                                                                                                                                 |
|----|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類                   | 保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等                                                                                                                            |
| ②  | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類                  | 事故通知書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等                                                                                                   |
| ③  | 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | ①他人の財物を損壊した賠償事故の場合<br>修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等<br>②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合<br>診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等 |
| ④  | 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類                     | 同意書 等                                                                                                                                                  |
| ⑤  | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類                 | 示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 等                                                                                                            |

#### ●事故が発生した場合

事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。  
上記の受付時間外は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

**0120-727-110**

(受付時間：24時間365日)

賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉を進めてください。

- (注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

**問い合わせ先（保険会社等の相談・連絡窓口）**

●取扱代理店 有限会社ミック三重

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番地の4 TEL 059-246-0010 : FAX 059-246-0011

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社

〒514-0004 三重県津市栄町3丁目115 TEL 050-3788-6378 : FAX 059-226-5165

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。